

学校給食配送回収等業務 仕様書

1 業務名

学校給食配送回収等業務

2 業務内容

配送回収計画等に基づき、受託者が所有する配送車両を使用し、次の業務を実施する。

(1) 配送業務

ア 配送用コンテナの積込み

食器・食缶等が格納された配送コンテナを指定された車両に積込む。

イ 配送

指定された配送コンテナを各校へ配送し、配膳室へ搬入する。この際、「搬入搬出記録簿」へ必要事項を記載する。

(2) 回収業務

ア 配送コンテナの積込み

各校配膳室から配送コンテナを配送車両に積込み、調理場へ搬送する。

イ 積降ろし

回収した配送コンテナを調理場へ積降ろす。

(3) 配送車両管理業務

ア 運行前後に「配送車両日常点検票」により必要な日常点検を実施し報告すること。

イ 毎回業務終了後、車内の消毒清掃（アルコール等）を行うほか、日常の清掃、衛生管理に努めること。

(4) その他業務

ア 降雪時においては、配送車両及び業務関係車両等の通路・駐車場確保のため、給食調理作業に支障をきたさない範囲において、調理場敷地内の除雪作業を行うこと。

イ 配送回収の際に、調理場と各学校間の連絡文書等の受渡しを行うこと。

ウ 学校からの嘔吐食器等については、別に保管し調理場の所定の場所に置くこと。

(5) 前各号に付帯する業務

3 業務施設及び配送校

(1) 学校給食共同調理場

ア 名称 苫小牧市第1学校給食共同調理場

所在地 苫小牧市柳町1丁目3番5号

イ 名称 苫小牧市第2学校給食共同調理場

所在地 苫小牧市のぞみ町2丁目7番3号

(2) 第1学校給食共同調理場 配送校（小学校17校、中学校11校 計28校）

(3) 第2学校給食共同調理場 配送校（小学校 7校、中学校 4校 計11校）

※ 配送校の所在については別表-1のとおり。

日新小、北星小、明倫中の食器類については、第1学校給食共同調理場から配送回収

業務を行う。

小中学校の増減及び第1、第2調理場の振分けについては、変更することもある。

4 業務委託期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

ただし、契約締結日から平成29年3月31日までは、準備期間として受託者の負担と責任において準備を行うこと。

5 配送回収計画

(1) 配送回収計画の提示

市は、配送回収計画等を作成し、それぞれの時期に受託者へ提示する。

種 類	提示時期
配送回収基本計画（学校給食予定日数・配送コンテナ数等）	年度当初
月間配送回収計画（月毎配送回収計画）	実施前月末
配送回収計画変更指示書	当日まで

(2) 配送車両の配置

受託者は、配送回収基本計画（別表-2、-3）に基づき配送車両の配置を行うこと。

(3) 配送回収基本計画

配送回収計画については学校行事等により変更を行うこともある。この場合、基本的には当該月の前月末までに受託事業者に変更を通知する。

ただし、学級閉鎖、各種警報等やむをえない場合は、当日に配送回収計画の変更を指示する場合もある。

(4) 配送業務日

配送業務日は、4月1日から3月31日までの市が指定する日とし、原則として土曜日、日曜日、祝祭日及び夏、冬、春休み期間は、業務は行わない。ただし、臨時休校等があった場合、基本給食実施日数の範囲内において実施する場合もある。

(5) 業務時間

原則配送業務日の午前10時から午後3時30分までとする。ただし、事前食器配布車両運転従事者及び配送補助員は午前9時から業務に従事するものとする。また、業務時間の延長もあり得る。

(6) 基本給食実施日数

基本給食実施回数は、年度内206日以内とする。

(7) 給食時間変更の対応

学校行事等のため、給食時間の変更のある場合は、適切に対応すること。

6 実施体制

受託者は、業務が円滑に実施できるよう次の者を配置すること。また、業務責任者又は業務副責任者は、緊急時等に速やかな対応を行うことのできるよう、業務時間内においては、常時連絡可能な状態とすること。

(1) 業務責任者（1名）

業務全般を掌理し、従事者を指揮監督する業務責任者を1名配置する。
業務責任者は、受託事業者を代表して市との連絡調整を行うものとする。

(2) 業務副責任者（1名以上）

業務責任者に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を代行する業務副責任者を1名以上配置する。

(3) 運転業務従事者

配送回収基本計画に基づき、配送車両の運転に必要な運転業務従事者を配置する。
運転業務従事者は、業務に支障がないと認められる場合は、業務責任者又は業務副責任者と兼ねることができる

ただし、業務責任者又は業務副責任者の内1名は運転業務に従事しないこと。

(4) 配送補助作業員

補助作業員として車両1台に1名を配置すること。

(5) 業務従事者の選任報告書

選任した業務責任者、業務副責任者及び運転業務従事者について、業務を開始しようとする2週間前までに下表の選任報告書を市に提出する。変更がある場合は、変更後直ちに市に報告する。

報告書	添付書類
業務責任者選任報告書	業務履歴書
業務副責任者選任報告書	業務履歴書
運転業務従事者報告書	業務履歴書、資格を証する書類の写し

※運転業務従事者が業務責任者、業務副責任者を兼ねる場合は、資格を証する書類の写しを提出すること。

(6) 安全衛生管理を目的とした、研修・衛生管理指導等を実施すること。

7 業務従事者の衛生管理

(1) 受託事業者による衛生管理体制

ア 衛生管理について常に注意を払うとともに、衛生管理の徹底を図るよう注意を促し、学校給食の安全な実施に配慮すること。

イ 業務従事者は業務中は白衣、帽子、マスク等を着用すること。

ウ 下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状がある者は配送回収業務に従事させないこと。

(2) 業務従事者等の健康管理

ア 健康診断は、年1回の定期健康診断を実施し、定期健康診断結果報告書を市に提出すること。

イ 検便は、サルモネラ・赤痢・腸管出血性大腸菌O-157・虫卵の検査を月2回以上、ノロウイルスの検査は、年2回実施し、結果報告書を市に提出すること。

ウ 毎日の配送回収従事者の健康状態は、市が定める点検表に従い、個人別に点検し、記録を行い、市に提出すること。

エ 業務従事者は、調理場内の非汚染作業区域へ立ち入らないこと。

- オ 作業に使用する白衣等は清潔に保つこと。
- カ 作業開始前及び用便後は必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

8 配送車両（受託者が所有する配送車両）

(1) 配送車両台数

ア 第1学校給食共同調理場 配送車両

- コンテナ8個積載可能車両（コンテナ2×4個）6台
- コンテナ6個積載可能車両（コンテナ2×3個）1台
- 予備車（コンテナ2×3個）1台 計8台

イ 第2学校給食共同調理場 配送車両

- コンテナ9台積載可能車両（コンテナ3×3個）2台
- 予備車（コンテナ3×3個）1台 計3台

(2) 架装仕様

荷台架装は、給食の安全性、衛生面に十分配慮した車両とする。

ア 配送コンテナの仕様

- 第1学校給食共同調理場 6クラス用（間口146cm・奥行92cm・高さ166cm）
- 第2学校給食共同調理場 6クラス用（間口127cm・奥行75cm・高さ147cm）

イ 荷台架装の内装

- ・ 前、側、天井、後方ドア内板は、抗菌アルミ製とすること。
- ・ 開口部を除き全面30mmの断熱材を使用すること。
- ・ 荷台床面は、抗菌ステンレス（厚さ1.0mm以上）とし、前及び側面に立ち上がりを15cm程度設けること。
- ・ 配送コンテナは、仕切固定棒受けを設け、仕切固定棒により固定すること。

ウ 荷台架装の外装

- ・ 側面外板は、アルミ製パネルとし、市が指定する文字等を表示すること。
表示する文字は、両サイドパネルに「苫小牧市学校給食共同調理場」、両ドアに市章と「No.」、車両後部シャッターの上に「No.」を表示し、文字は丸ゴシックで左右共、左から右読みとする。

なお、作成に当たっては市と事前に十分協議すること。

エ ドア後方を扉とし、側面の扉は不要とする。

オ 荷台床面の高さは、地面から85cm～90cm以内とし、学校給食共同調理場及び各受配校の配膳室へ、配送コンテナの搬入搬出ができるよう、荷台後部に上下に移動可能な渡し板（ステンレス製滑り止め付き・長さ50cm程度）を取り付けること。

なお、渡し板の使用が困難な場合には、別途渡し板を用意すること。

(3) 使用制限

車両は、本業務以外に使用してはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 配送車両の駐留

配送車両は市が指定した場所に駐留すること。

(5) 自動車保険等

使用する車両は、自動車損害賠償保険に加入し、その保険証券の写しを提出すること。

(6) 車両の登録

業務に使用する車両は、事前に業務に適合している車両か確認を受けること。また、毎年市が指定する日（原則として各年4月の業務開始日の1週間前）までに自動車検査証の写しを提出すること。

9 損害賠償責任

(1) 受託事業者は、給食配送に関する受託業務中の事故について、第三者が被った損害を市が第三者に対し賠償したときは、当該賠償額について、市からの求償に応じること。

また、受託事業者はこれらの求償に十分応じることのできるよう対人及び対物については無制限補償、搭乗者については1,000万円以上の補償の自動車任意保険に加入すること。

(2) 受託事業者は、上記(1)に規定するもののほか、事業を実施するにあたり、受託事業者の責めに帰すべき理由によって市又は第三者が被ったすべての損害を賠償すること。

ただし、市の責めに帰すべき理由によって生じた損害については、市が負担する。この場合において市が負担すべき額は、両者で協議し定めるものとする。

10 費用区分

(1) 市が負担する費用

ア 調理場の電気及び上下水道料、施設の維持管理経費

イ 給食備品類のコンテナ等

(2) 受託事業者が負担する費用

ア 配送車両の取得費用及び車両の装備、修繕、整備に要する費用

イ 車検の費用、燃料費、運行管理に要する費用

ウ 車両に対する公租、公課

エ 事故に対する車両、対人、及び対物等の損害賠償保険料

オ 従業員の給与、福利厚生費等の人件費

カ 従業員の健康診断、検便に要する費用

キ 従業員の服装に要する費用

ク 従事者の安全・衛生管理等に関する研修費

11 委託料の算定及び支払い方法

(1) 委託料の算定

配送回収基本計画及び基本給食実施日数を基礎として委託料を算定すること。

委託料には消費税を含めない。

(2) 支払い方法

当該年度委託料を契約月数で除し、1,000円未満を切捨てた額を当該月の「委託業務の完了届」受理後30日以内に支払うものとする。ただし、当該年度末の委託料に

については当該年度の委託料から既に支払っている委託料を減じた額を支払うものとする。

また、契約期間内に配送回収基本計画の大幅な見直しが生じた場合は別途協議する。

12 再委託の禁止と契約の解除事項

(1) 権利義務等の譲渡の禁止

第三者に対し、業務の全部若しくは一部の処理を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約によって生じる権利又は義務を譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、市が事前に承認した場合は除く。

(2) 契約の解除

業務契約を完全に履行しないとき、又は業務契約に違反したときは、市は、いつでも業務契約を解除することができる。

なお、業務契約を解除した場合において、損害が生じても市は、その責めを負わない。

13 その他

(1) 道路運送法、学校給食法、労働基準法等の関係法令及びその他関連法規及び関連要綱等を遵守すること。

(2) 調理場において、保健所や市の指定する者の立入検査があった場合は、当該検査の立ち会い等に協力すること。また、施設見学者への対応についても協力すること。

(3) 業務責任者は、調理場長から学校給食衛生管理に関する研修会等に出席を求められた場合は協力すること。

また、業務を実施するうえで定期的又は不定期に開催する会議へ必要職員を出席させること。

(4) 大規模災害が発生し、近隣避難場所において炊き出し等が必要となった場合は市と連携して協力すること。

(5) 臨機の措置をとらなければならない重大な事故が発生した場合は、直ちに調理場長または調理場職員に連絡し、指示に従い処置すること。

(6) 本業務を受託するにあたり、できる限り市内居住者の雇用に努めること。

(7) 業務に従事する者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。

(8) 本仕様書は業務の大要を示すもので、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務は誠意をもって実施すること。

配送校名称、所在地等

① 苫小牧市第1学校給食共同調理場配送校

小学校	所在地	中学校	所在地
苫小牧東小学校	旭町3丁目3-4	苫小牧東中学校	旭町1丁目7-10
苫小牧西小学校	矢代町3丁目7-16	和光中学校	双葉町1丁目11-3
若草小学校	若草町1丁目4-5	啓北中学校	啓北町2丁目12-11
緑小学校	三光町2丁目6-5	光洋中学校	光洋町2丁目5-2
北光小学校	北光町3丁目8-2	開成中学校	清水町2丁目9-2
大成小学校	大成町2丁目3-2	勇払中学校	字勇払132番地
清水小学校	清水町2丁目10-16	沼ノ端中学校	東開町6丁目1-2
美園小学校	美園町4丁目26-2	植苗中学校	字植苗50番地
豊川小学校	豊川町4丁目7-14	啓北中学校山なみ	有珠の沢町3丁目9-7
勇払小学校	字勇払149番地	明野中学校	明野新町3丁目13-1
沼ノ端小学校	東開町6丁目1-1	青翔中学校	拓勇東町6丁目15-1
植苗小学校	字植苗50番地		
明野小学校	明野新町6丁目3-1		
拓勇小学校	拓勇東町4丁目8-1		
ウトナイ小学校	ウトナイ北3丁目2-1		
拓進小学校	拓勇西町3丁目8-1		
糸井小学校	日吉町4丁目12-6		
小学校 17校		中学校 11校	
小中学校 合計 28校			

※ 植苗小学校と植苗中学校は併置校

(2) 苫小牧市第2学校給食共同調理場配送校

小学校	所在地	中学校	所在地
錦岡小学校	宮前町2丁目30-2	凌雲中学校	青雲町2丁目15-3
樽前小学校	字樽前102	明倫中学校	日新町3丁目5-13
日新小学校	日新町3丁目1-7	啓明中学校	はまなす町2丁目2-2
北星小学校	桜木町3丁目8-6	緑陵中学校	のぞみ町3丁目10-1
澄川小学校	澄川町2丁目4-6	明德小学校	明德町3丁目10-3
泉野小学校	川沿町4丁目5-1		
小学校 7校		中学校 4校	
小中学校 合計 11校			

(3) 第1学校給食共同調理場食器類配送校

小学校	所在地	中学校	所在地
日新小学校	日新町3丁目1-7	明倫中学校	日新町3丁目5-13
北星小学校	桜木町3丁目8-6		
小学校 2校		中学校 1校	
食器類配送校 合計 3校			

第1学校給食共同調理場 配送回収基本計画

区分	順	1号車(8台)			2号車(8台)			3号車(8台)			5号車(8台)			7号車(8台)			8号車(8台)			4号車(6台)			
		学校名	台数	時間	学校名	台数	時間	学校名	台数	時間	学校名	台数	時間	学校名	台数	時間	学校名	台数	時間	学校名	台数	時間	
配	1	調理場発		10:20	調理場発		10:25	調理場発		10:25	調理場発		10:30	調理場発		10:35	調理場発		10:40	調理場発		9:37	
		A若草小	3	10:33	B美園小	3	10:39	A拓進小(1)	3	10:31	B豊川小	3	10:52	A明野小	3	10:44	B緑小	4	10:48	※食器のみ			
		B東小	2	10:42				A拓勇小	5	10:39	B大成小	3	11:06	明野中	2	10:50	和光中	3	10:54	北星小	2	10:00	
																				日新小	2	10:08	
																				明倫中	2	10:13	
																							10:41
送	2	調理場着		11:11	調理場着		10:57	調理場着		10:53				調理場着		10:59	調理場着		11:05	調理場着		10:41	
		調理場発		11:19	調理場発		11:05	調理場発		11:01				調理場発		11:07	調理場発		11:13	調理場発		10:50	
		A拓進小(2)	1	11:26	B清水小	3	11:20	啓北中	3	11:25				光洋中	3	11:27	A勇払小	2	11:31	A沼ノ端小	3	11:01	
	Aウトナイ小	4	11:36	開成中	1	11:27	やまなみ	1	11:30				B糸井小	2	11:32	勇払中	1	11:36	沼ノ端中	3	11:09		
	A植苗小中	2	11:53	B北光小	3	11:38																11:27	
																							11:35
																				青翔中	3	11:42	
																						11:54	
昼食		(植苗小中)			(西小)			(第1調理場)			(西小)			(糸井小)			(勇払中)			(第1調理場)			
回	1	植苗小中発	2	13:05	西小発		12:50	調理場発		12:57	西小発	2	13:15	糸井小発	2	13:10	勇払中発	1	13:10	調理場発		13:00	
		ウトナイ小	4	13:17	大成小	3	13:10	拓進小(1)	3	13:10	光洋中	3	13:22	※食器のみ			勇払小	2	13:11	啓北中	3	13:20	
		拓進小(2)	1	13:30	北光小	3	13:23	拓勇小	5	13:15	やまなみ	1	13:34	北星小	2	13:18	明倫中	2	13:26	豊川小	3	13:25	
														明倫中	2	13:26	日新小	2	13:31				
														日新小	2	13:31							14:00
																							14:10
収	2	調理場着		13:38	調理場着		13:46	調理場着		13:25	調理場着		14:05	調理場着		13:58	調理場着		13:33	調理場着		14:00	
		調理場発		13:48	調理場発		13:56	調理場発		13:35				調理場発		14:08	調理場発		13:43	調理場発		14:10	
	清水小	3	14:03	美園小	3	14:08	若草小	3	13:48				緑小	4	14:16	沼ノ端小	3	13:54	青翔中	3	14:17		
	和光中	3	14:16	明野小	3	14:17	東小	2	13:57				明野中	2	14:27	沼ノ端中	3	14:02					
																						14:29	
																						14:29	

※各学校の時間は、到着時間を記載している。

※到着時間は、信号等の交通状況や道路状況、または献立内容により変動することがある。

第2学校給食共同調理場 配送回収基本計画

区分	順	10号車(9台)			11号車(9台)																
		学校名	台数	時間	学校名	台数	時間														
配 送	1	調理場発		10:40	調理場発		10:45														
		泉野小	3	10:47	澄川小	4	10:50														
		北星小	2	10:54																	
	調理場着		11:06	調理場着		10:57															
	調理場発		11:09	調理場発		11:00															
	2	錦岡小	3	11:14	日新小	3	11:10														
凌雲中	2	11:19	明倫中	2	11:15																
啓明中	3	11:22																			
調理場着		11:26	調理場着		11:30																
調理場発		11:29	調理場発		11:32																
3	明德小	2	11:33	緑陵中	2	11:34															
	樽前小	1	11:47																		
	調理場着			調理場着		11:38															
昼食		(樽前交流センター)			(第2調理場)																
回 収	1	樽前小発	1	13:08	調理場発		13:15														
		明德小	2	13:20	北星小	2	13:25														
					明倫中	2	13:31														
	日新小	3	13:35																		
	調理場着		13:26	調理場着		13:47															
	調理場発		13:28	調理場発		13:49															
2	泉野小	3	13:36	澄川小	4	13:55															
	緑陵中	2	13:44	啓明中	3	14:00															
	調理場着		13:48	調理場着		14:08															
調理場発		13:50																			
3	錦岡小	3	13:55																		
	凌雲中	2	14:00																		
調理場着		14:07																			

※各学校の時間は、到着時間を記載している。
 ※到着時間は、信号等の交通状況や道路状況、または献立内容により変動することがある。